

## 特定非営利活動法人地球デザインスクール定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人地球デザインスクールと称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を京都府宮津市に置く。

### 第2章 目的

(目的)

第3条 本法人は、地域社会に受け継がれてきた豊かな自然や文化を守りながら、自然と共生する未来の暮らしや人間社会、ひいては人間の生き方について様々な形で模索する活動を繰り広げること、市民参加型で創造的かつ体験的な活動を進めることで、自然を学び、自然に遊び、自然と調和した地球環境をデザインできる人材の育成を行うこと、集まった人材によって環境問題の解決を進めようとする市民活動の支援とネットワーク化を図り、ひいては社会のモデルとなりうる良好で持続可能な地域社会づくりを具体的に進めること、こうした取組を通じて、進みつつある地球環境の破壊を防ぎ、後世に明るい未来を伝え残すことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(特定非営利活動に係る事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地球環境と調和する社会や技術を調査・研究する事業
- (2) 創造的かつ体験的な活動を通じて、地球環境をデザインできる人を育む事業
- (3) 地球環境と調和する社会を作ろうとする市民活動を支援しそのネットワークを広げている事業
- (4) 上記の(1)から(3)の事業を促進するための施設・空間を、市民参加型で創り、管理し、又は運営する事業
- (5) 持続可能な地域社会づくりに関する物品販売事業
- (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 本法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) その他の会員 理事会が別に規則で定めた個人及び団体

(入会)

第7条 本法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の入会申込者が、第3条に定める本法人の目的に賛同し、第4条から第5条に定める活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾しなければならない。

3 理事長は、前項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 本法人の入会金及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 会員の会費は年額とし、その額及び入会金の額は理事会で決定する。
- (2) 会費は入会当年は入会時に、次年度以降は毎年度の初めに納入するものとする。
- (3) 年度途中で入会する場合の会費については、理事会が別に定める方法により算定した額とすることができる。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき

(2) 会員である団体が解散し又は破産したとき

(3) 2年以上会費を滞納したとき

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令又は本法人の定款に違反したとき

(2) 本法人の名誉を毀損し、又は本法人の目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 本法人は、既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

#### 第4章 総会

(種別)

第12条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は、この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 役員を選任又は解任

(2) 事業報告及び活動決算

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散

(6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎年1回、理事会の議決を経て時期を決定する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をした場合

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があった場合

(3) 第24条第6項第4号の規定に基づき、監事から招集があった場合

(招集)

第16条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、日時、場所、目的及び審議事項を示して、書面又は電磁的方法により、開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、正会員総数の5分の1以上が出席したときに開会することができる。

(議決)

第19条 総会の議事は、出席した正会員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会における議決事項は、第16条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席正会員の過半数の同意があった場合はこの限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第20条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法又は、他の正会員たる代理人をもって表決権を行使することができる。

3 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により表決権を行使する正会員は、第18条、前条第1項、次条第1項第3号、第47条第2項、第48条第2項及び第49条の規定の適用については出席したもののみならず。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の総数
  - (3) 出席した正会員の数（書面若しくは電磁的方法又は、他の正会員たる代理人をもって表決権を行使した者がある場合にあっては、その数を付記すること）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要と議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成を行った者の氏名

## 第5章 組織

(役員の種類及び定数)

第22条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上20人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とし、常任理事4人以内を置く。

(選任等)

第23条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第24条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

2 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

3 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

4 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 常任理事は実務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 法人の業務執行状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第25条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第22条に定める最小限の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第26条

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第27条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき(報酬等)

第28条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は理事会が別に定める。

(事務局)

第29条 事務局は、理事会の決議に基づき、本法人の事務を処理する。

- 2 事務局には、事務局長、その他の職員を置く。
- 3 事務局長、その他の職員の任免は、理事長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める規則による。

(顧問)

第30条 本法人に5人以内で顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験又は本法人の活動に功労のあった者のうちから、理事会が委嘱する。
- 3 顧問は、本法人の運営に関して理事会の諮問に応え、又は理事会に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 役員の報酬及び職務
- (3) 会員の入会金及び会費の額
- (4) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 顧問の委嘱
- (7) その他本法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第33条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合
- (2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的及び審議事項を示して請求があった場合
- (3) 第24条第6項第5号の規定に基づき、監事から招集の請求があった場合

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項について少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決権を行使することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法をもって表決権を行使した者については、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が、署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### （資産の構成）

第39条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他収益

### （資産の管理）

第40条 本法人の資産は理事会が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### （会計の原則）

第41条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### （事業計画及び予算）

第42条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決による。

### （暫定予算）

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### （事業報告及び決算）

第44条 本法人の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、理事会の議決及び監事の監査を経た上で、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

3 本法人は、剰余金の分配をしないものとする。

4 第1項の監事の監査を経た事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表は、役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿を添えて、当該事業年度終了後3カ月以内に所轄庁に提出しなければならない。

### （事業年度）

第45条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### （臨機の措置）

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款変更、解散、合併及び公告の方法

### （定款の変更）

第47条 この定款は、総会の議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

2 前項の規定に基づき定款を変更する場合は、正会員総数の5分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

### （解散）

第48条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の5分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を経なければならない。

4 本法人が解散したときは、破産手続開始の決定の場合を除き理事が清算人となる。

(合併)

第49条 本法人は、正会員総数の5分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を受けなければ、合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第50条 本法人が解散の際に有する残余財産（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）は、法第11条第3項に掲げるもののうち総会の議決を経て選定された者に譲渡するものとする。

(公告の方法)

第51条 本法人の公告は、本法人の事務所の前の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(実施規則)

第52条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附則

1 この定款は、本会が法人として成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	内藤正明
副理事長	宗田好央
理事	西山佳世
同	天池理恵
同	板倉 豊
同	太田弘一
同	櫻井俊彦
同	笹谷康之
同	中嶋章夫
同	中立 豊
同	野村和弘
同	羽田野まどか
同	水野哲雄
同	吉田好宏
監事	廣野公昭

3 本法人の設立当初の役員の任期は、第25条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 本法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

### 附則

この定款は、平成15年5月10日から施行する。

### 附則

この定款は、平成16年5月15日から施行する。

### 附則

この定款は、平成17年10月14日から施行する。

### 附則

この定款は、平成19年11月16日から施行する。

### 附則

この定款は、平成20年6月29日から施行する。

附則

この定款は、平成21年8月5日から施行する。

附則

この定款は、平成22年9月2日から施行する。

附則

この定款は、平成27年8月6日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。